

○ 平成28年1月1日以後に終了する連結事業年度分の場合

別表六の二(一)

「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益について課された所得税の額について、法第81条の14(連結事業年度における所得税額の控除)(復興財源確保法第33条第2項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等))の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。)の規定により当期の連結所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表六の二(一)付表を記載する必要があります。

3 各欄の記載要領

欄		記載要領	注意事項
平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細	「公社債の利子等2」	公債又は社債の利子のほか、割引債に係る償還差益がある場合には、その償還差益を含めて記載します。	
	「集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配4」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第68条の103第1項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
	「その他5」	所得税法第174条第3号から第10号まで(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	この内訳は、別表六の二(一)付表の「平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記載します。
	「収入金額①」の各欄	当期中に支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限ります。以下同じです。)のうち、平成28年1月1日前に支払を受けるものを記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細	<p>「①について課される所得税額②」の各欄</p> <p>当期中に支払を受ける金額のうち、平成28年1月1日前に支払を受けるものについて課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。</p> <p>なお、当期が復興財源確保法第45条(課税事業年度)に規定する課税事業年度に該当する場合には、当期中に支払を受ける金額であって、平成28年1月1日前に支払を受けるものについて課される所得税及び復興特別所得税の額のうち、所得税の額のみを記載します。この場合において、所得税と復興特別所得税の金額が区分されていないときには合理的な方法により、所得税の額と復興特別所得税の額とを区分し、区分された所得税の額のみを記載します。</p>	<p>復興財源確保法第45条に規定する課税事業年度に該当する場合、復興特別所得税の額は、復興特別法人税申告書別表二の「①について課される復興特別所得税額②」に記載します。</p>
平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細	<p>「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄</p> <p>(1) 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」及び「その他5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。</p> <p>(2) 「公社債の利子等2」、「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)」3及び「集団投資信託(合同運用信託を除く。)」の収益の分配4」には、利子配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、別表六の二(一)付表の「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)」又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。</p>	
平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細	<p>「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配9」</p> <p>証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第68条の103第1項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。</p>	
平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細	<p>「その他11」</p> <p>所得税法第174条第3号から第10号まで(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。</p>	<p>この内訳は、別表六の二(一)付表の「平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記載します。</p>
平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細	<p>「収入金額①」の各欄</p> <p>当期中に支払を受ける金額のうち、平成28年1月1日以後に支払を受けるものを記載します。</p>	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細	「①について課される所得税額②」の各欄	<p>当期中に支払を受ける金額のうち、平成28年1月1日以後に支払を受けるものについて課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。</p> <p>なお、当期が復興財源確保法第45条(課税事業年度)に規定する課税事業年度に該当する場合には、当期中に支払を受ける金額であって、平成28年1月1日以後に支払を受けるものについて課される所得税及び復興特別所得税の額のうち、所得税の額のみを記載します。この場合において、所得税と復興特別所得税の金額が区分されていないときには合理的な方法により、所得税の額と復興特別所得税の額とを区分し、区分された所得税の額のみを記載します。</p>	復興財源確保法第45条に規定する課税事業年度に該当する場合、復興特別所得税の額は、復興特別法人税申告書別表二の「①について課される復興特別所得税額②」に記載します。
	「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	<p>(1) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配7」及び「その他11」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。</p> <p>(2) 「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)8」、「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配9」及び「割引債の償還差益10」には、配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、別表六の二(一)付表の「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。</p>	

(注) 道府県民税利子割額は、この明細書には記載しません。

#### 4 根拠条文

法81の14、令155の26、平成25年5月改正前の令155の26、155の44、平成25年5月改正令附則③、措置法41の9④、41の12④、措置法令26の10③、26の11、措置法規則19の4②、③、復興財源確保法33②、45、復興特別所得税令13②